

第十四條 中央執行委員長は大會に於て選出し會務を統轄するものとす

第十五條 會計監督は大會に於て之を選出し會計を監査するものとす

第十六條 中央委員及中央執行委員は大會に於て選出す

但し中央委員及中央執行委員の補佐の必要ある時は中央委員會の決議により之を任ずるを得

第十七條 常任中央執行委員は中央執行委員會の互選により中央執行委員長を補佐するものとす

第四章 加盟及會計

第十八條 本聯合に加盟せんとする団体は地方聯合會の決議を経て中央委員會の承認を要す

第十九條 本聯合は一旦加盟したる後と雖もその団体に於て本聯合の綱領規約に違反又は本聯合に對し義務を履行せざる時は中央委員會の決議を経て除名す

第二十條 本聯合の経費は加盟団体の負担とす

第二十一條 本聯合の會計は毎年大會の承認を経るものとす

第五章 附則

第二十二條 本聯合の規約は大會の決議を経るに非ざれば変更することを得ず

12 宣言草案

日本労働組合總聯合會昭和七年第六大會は、過去紛争、労働組合主義の健全なる發達のため、戦ひ未り今こそ、更に其の意義を宣傳するの必要を痛感する他方、現下の客觀的情勢の正しき認識の上に立つて、自からの重大なる使命の遂行に對する關學的決意を茲に宣明するものである

世界恐慌の嵐は愈々猛烈を逞しうし、今や世界資本主義の中軸の大英國の經濟をも根底から搖がせ、更に米國の大國米國をも吹き荒れる恐慌の嵐に何等の術もなく又急速なる瓦解の過程を辿リつゝある

彼等は此の崩れんとする資本主義の巨体を、一時にても永く食ひ止め、盛り返さんとするワシントン會議に、或は盤縮會議に必死の手段を施して居るが何等の効果を齎らす事は出来ない

日本の金融財閥の使徒たる政府は、其の根幹にメスを入れる事なく、單なる表面の